

サービス付き高齢者向け住宅申告書

年 月 日

富田林市長様

納税義務者

住所 富田林市常盤町〇番〇号

(フリガナ) トンダバヤシ タロウ

氏名 富田林 太郎

(電話番号 0721-25-1000)

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

富田林市税条例附則第7条の2の2第4項の規定により下記のとおり申告します。

家屋の明細			
所在地 富田林市 常盤町〇〇番地			
所有者	富田林 太郎	家屋番号	〇〇番
種類	居宅	構造	〇〇造〇〇葺〇階建
床面積	併用住宅の場合は居住の用に供する部分 〇〇〇. 〇〇㎡ 〇〇〇. 〇〇㎡		
建築年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	備考(受付印)	
登記年月日	令和〇〇年〇月〇〇日		
戸数	〇〇 戸		
新築された日の翌年1月31日までに申告してください。 この期間経過後に申告する場合には、期間内に提出できなかった理由 ① 減額制度を知ったのが遅かったため ② その他()			

《添付書類》(写しの提出により原本還付可能です。)

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録通知書
(高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類)
 - ② 補助金交付決定通知書
(当該貸家住宅の建設に要する費用について地方税法施行令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類)
 - ③ 各階の平面図
 - ④ 耐火建築物であることの証明書
- ※ 上記以外の添付書類をお願いする場合があります。予めご了承ください。

(裏面へ)

《減額対象家屋》

(裏面)

次の要件をすべて満たす住宅が対象です。

- ア 登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅であること。
(地方税法附則第15条の8第2項)
- イ 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新築されたものであること。
(地方税法附則第15条の8第2項)
- ウ 耐火建築物(主要構造部を耐火又は準耐火構造とした建築物)であること。
(地方税法施行令附則第12条第12項第1号イ)
- エ 当該住宅の建設に要する費用について、国の補助を受けているものであること。(地方税法施行令附則第12条第12項第1号ロ)
- オ 住戸の戸数が10戸以上であること。(地方税法施行令附則第12条第12項第1号ハ)
- カ 住居として貸家の用に供する部分の床面積が、当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積全体の2分の1以上であること。(地方税法施行令附則第12条第1項第11号、第12号、第13号及び第12項第2号)
- キ 一戸当たりの床面積が30㎡以上180㎡以下であること。
ただし、併用住宅の場合は人の居住の用に供する床面積とし、共同住宅等の場合は、共用部分を独立的に区画された各部分の床面積により配分して、それぞれの床面積に算入します。(地方税法施行令附則第12条第1項第11号、第12号、第13号、第12項第2号及び第14項並びに地方税法施行規則附則第7条第15項別表)

《減額される範囲》

1戸当たり120㎡までの固定資産税額が対象です。都市計画税は減額されません。

《減額される額》

固定資産税額の3分の2が減額されます。

(地方税法附則第15条の8第2項及び富田林市税条例附則第7条の2第17項)

《減額期間》

新築から5年度分まで減額されます。

※ この申告書は、地方税法附則第15条の8第2項の規定の適用を受けようとする人が、富田林市税条例附則第7条の2の2第4項の規定により、提出するためのものです。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113~116 FAX. 0721-20-2012